

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市社会福祉協議会補助金
補助事業等の目標	住民一人ひとりが住みよい「ふれあいと夢を広げる福祉の地域づくり」に取り組み、住民参加による福祉の地域づくりをすすめる、社会福祉協議会の活動への補助。
補助事業等の対象者	諏訪市社会福祉協議会
補助対象経費	地域福祉活動、福祉の地域づくりへの取り組み経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 社会福祉協議会事業運営資金であり、福祉の地域づくりのために補助率 1/2 を超えて補助する事が必要。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 26 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 福祉の地域づくりのため継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係